

○腎移植施設の整備事業について

(昭和五五年一月四日)

(医発第一一〇五号)

(各都道府県知事あて厚生省医務局長通知)

腎不全患者に対する医療対策については、これまで人工透析療法を中心とした諸施策を講じてきたところであるが、近年の医学医術の進歩により、腎移植が腎不全の根治療法としてほぼ確立されたことに伴い、各都道府県に腎移植施設を整備する事業を実施し、腎移植の円滑な実施を図ることとしている。

事業の実施については、別紙「腎移植施設整備事業実施要綱」により、昭和五五年四月一日から行うこととしたので、本事業の適正な実施に努められたく通知する。

別紙

腎移植施設整備事業実施要綱

一 目的

この事業は、腎移植の実施に必要な無菌手術室を整備し、もつて腎不全患者の根治的医療である腎移植の実施体制を整備することを目的とする。

二 事業の実施主体

事業の実施主体は都道府県又は厚生大臣が適当と認める者とする。

三 整備基準

- (一) 腎移植施設は、原則として都道府県一か所(人口四〇〇万人以上の都道府県にあつては、二か所とする。)
- (二) 腎移植施設として整備する病院は、原則として腎移植に関する更生医療指定医療機関であること。
- (三) この事業でいう無菌手術室とは、空気清浄度クラス一〇〇(有効超音性能エアークリナイザー(HERAフィルター)面積が天井または一壁面の七五%以上であり、換気回数が一時間二〇〇回以上)の設備を有する手術室であること。